

徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の改正(案)に対し、お寄せいただいたご意見の概要と町の考え方

No	該当条項	意見の概要	町の考え方
1	第5条 第3項	「飼い主は、飼い猫と人の共生のみでなく、野生生物とも共存するよう配慮しなければならない。」とあるが、「飼い主は、人と飼い猫と野生生物との共生に配慮しつつ、飼い猫が野生生物に害を加えることのないようにしなければならない。」と修正すべき。	第5条は本条例の目的に即し、飼い主としての義務を規定しています。「共存」という表現は、飼い猫や人と野生生物がともに生存することを指し、野生生物への被害を防止することも意味として含んでおります。なお、野生生物に危害を加えることのないようにする内容は「適正飼養及び管理並びに生活向上」に関する事項を掲げた第10条第5号に既に規定されています。このため、原案のままとさせていただきます。
2	第10条 第1項 第4号	「猫の飼養に関連して悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫を発生させないこと。」とあるが、「猫の飼養に関連して悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫、並びに感染症を発生させないこと。」と修正すべき。	人と猫の共通感染症については、ご指摘のトキソプラズマ症を始め猫ひっかき病やパストレラ症など様々なものがあります。飼い主と飼い猫が触れあう以上、これらの感染症を発生させないこと自体を義務化することは難しいと考えますが、本条例に規定されている室内飼養の義務化や衛生害虫の発生防止、糞尿等汚物の適正処理により多くの感染症を予防することが可能と考えています。このため、原案のままとさせていただきます。
3	第20条 第1項	「町長は、飼い主の判明しない猫を保護収容することができる。」とあるが、「町長は、飼い主の判明しない猫を一時的に保護収容することができる」と修正すべき。	ここでいう保護収容は半永久的に保護収容することを意味するわけではありません。別途規則で定める公示期間中(7日間と定める予定)は保護収容することとなりますが、その後は飼い主に返還または、飼養を希望する者で適正に使用することができると認められる者に譲渡できるように規定しているところです。このため、原案のままとさせていただきます。
4	第20条 第2項	「規則」はどこに明示されているか。	規則とは施行規則のことであり、町は保護収容した猫の特徴、保護収容した日時、場所等の必要な事項を7日間公示するという内容を定める予定です。いただいた意見も踏まえて、条例とともに施行規則も町のホームページに掲載するようにいたします。
5	第21条	「町長は……動物の愛護を目的とする団体、その他の者にこれらに係る事務を委託することができる。」とあるが、「町長は……動物の愛護を目的とする団体、自然生態系保全を推進する団体等にこれらに係る事務を委託することができる。」と修正すべき。	第21条は飼い主の判明しない猫の保護収容及び譲渡に係る事務の委託について規定しており、適正に猫を飼養及び管理する能力が求められることから、主に想定する者として猫の生態、習性及び生理に関して十分な知識を有していると思われる動物の愛護を目的とする団体をあくまで一例として示しています。委託の際には、町が、上述の能力の有無を含めて適切に事務を執行できるかを考慮したうえで判断することとしており、誰でも委託を受けることが可能ということではありません。このため、原案のままとさせていただきます。
6	第22条 第1項 第2項	「……費用を負担しなければならない。」とあるが、「……費用を負担しなければならない。また、町長はその費用を請求することができる。」と修正すべき。	第22条は町長の請求等に関わらず、飼い主の責任として、一律負担しなければならない費用について規定しております。ご指摘の追記文の表現は裁量規定となっており、原案の内容と矛盾してしまうと考えます。このため、原案のままとさせていただきます。